

第 6684 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 5月 20日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 離婚により財産を渡したとき

Q : 妻と離婚して、自宅を渡しました。税務の取扱いはどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

夫婦が離婚したとき、相手方の請求に基づいて一方の人が相手方に財産を渡すことを財産分与といいます。

財産分与により土地や建物を渡したときは、渡した人に譲渡所得の課税が行われることとなります。

この場合は、財産分与をした人は、その分与した時の土地や建物の時価が譲渡所得の収入金額となり、分与を受けた人は、分与を受けた日にその時の時価で土地や建物を取得したこととなります。

なお、財産分与を受けた人は、次の場合を除き、贈与税も原則としてかからず、税務上問題になることはありません。

これは、相手方から贈与を受けたものではなく、夫婦の財産関係の清算や離婚後の生活保障のための財産分与請求権に基づき給付を受けたものと考えられるからです。

①分与された財産の額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額やその他すべての事情を考慮してもなお多過ぎる場合…この場合は、その多過ぎる部分に贈与税がかかることとなります。

②離婚が贈与税や相続税を免れるために行われたと認められる場合…この場合は、離婚によってもらった財産すべてに贈与税がかかります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

